

# 環境経営レポート

(対象期間: 第54期 2022年9月1日～2023年8月31日)

作成年月日: 2024年7月1日

株式会社 エノモト工業

# 目 次

F			
A.	組織の概要	...	P 1
B.	環境方針	...	P 2
C.	実施体制	...	P 3
D.	環境経営目標	...	P 4
E.	環境経営目標の実績	...	P 5
F.	環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	...	P 6
G.	環境関連法規の遵守状況	...	P 7
H.	代表者による全体評価と見直し結果	...	P 8

## A. 組織の概要

### 1. 事業所名及び代表者名

株式会社 エノモト工業

代表取締役 阿久津 和之

### 2. 所在地

名称	所在地	備考
第一、第二工場	静岡県沼津市一本松163	今回の認証対象
第三工場	静岡県沼津市一本松102-2	今回の認証対象
第四工場	静岡県沼津市一本松163	今回の認証対象
本社事務所	静岡県沼津市一本松163	今回の認証対象

### 3. 環境経営責任者、事務担当者の氏名及び連絡先

環境管理責任者 阿久津 和之

TEL 055-966-4422

事務担当者 阿久津 和之

E-mail akutu-emk4422@tokai.or.jp

### 4. 事業活動

圧力容器、周辺部品の製缶・溶接及び加工

### 5. 事業規模

項目	内容
売上高	全社 - 万円
従業員数	全社 28名 (内訳: 第一工場から第四工場 18名、事務所 10名)

### 6. 事業年度

9月1日～翌年8月31日

### 7. 認証・登録の対象範囲

活動: 全事業活動

対象組織: 第一工場から第四工場及び事務所

## B. 環境経営方針

### 株式会社 エノモト工業 環境経営方針

#### [環境理念]

株式会社エノモト工業は、製造業として、圧力容器を主体とした製缶・溶接及び加工を行う中で、私たちを取り巻く環境保全を経営における最重要課題の1つとして認識するとともに、企業活動と環境の調和に配慮し、持続可能な循環型社会の実現を目指していきます。

#### [環境経営方針]

当社は、以下の環境経営方針を定め、環境経営を継続的に実践して参ります。

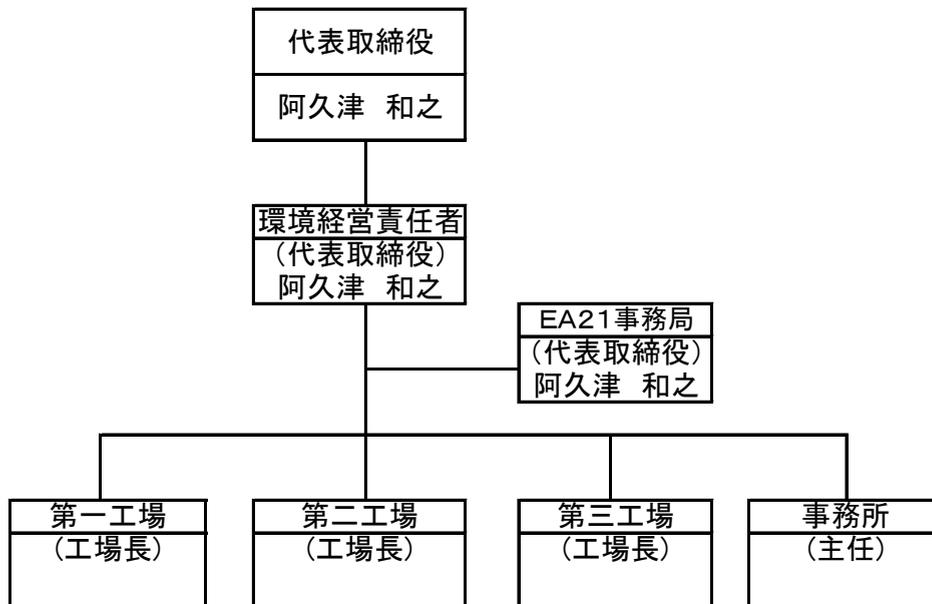
1. 環境保全に配慮した事業活動を進める。
  - 1) 省エネルギーにより二酸化炭素排出量を削減します。
  - 2) 3R活動により廃棄物排出量を削減します。
  - 3) 限りある水資源を念頭に水使用量を削減します。
2. 環境に関わる法規制を遵守します。  
環境に関わる法規制を遵守して、環境の保全に取り組んでいきます。
3. 環境に配慮した製造活動
  - 1) 事務用品や原材料等のグリーン購入を進めます。
  - 2) 環境に配慮した製品作りを推進します。
4. 環境コミュニケーションの実施
  - 1) 社外に環境経営レポートを公開し、当社の事業活動に関わる協力会社・仕入購入先に環境方針の周知徹底を図ります。
  - 2) 社内においては、掲示板、朝礼等により、全社員に環境経営方針を周知し、環境保全に向けての意識向上を図ります。

制定年月日 平成30年 9月 1日  
改訂年月日 令和3年 9月 1日

株式会社 エノモト工業

代表取締役 阿久津 和之

## C. 実施体制



### <関係者の権限と役割>

#### 代表者

- ① 環境経営全般に関する責任と権限
- ② 環境経営に必要な資源の準備
- ③ 環境経営システム全体の評価と見直し
- ④ 環境経営責任者の任命
- ⑤ 環境における課題とチャンスの明確化

#### 環境管理責任者

- ① 環境経営システム全般の運用・管理
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 取組状況の社長への報告
- ④ 環境経営レポートの作成

#### EA21事務局

- ① 環境負荷データ等の集計
- ② 環境経営目標・環境経営計画の進行管理
- ③ 「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施
- ④ 環境経営責任者へ取組状況の報告
- ⑤ 法規制の遵守状況チェック
- ⑥ 文書・記録の管理

#### 各工場長・主任

- ① 部門の環境経営計画の実施
- ② 部門データの集計
- ③ 部門の問題点把握と是正対策の実施
- ④ 部門取組状況の事務局への報告
- ⑤ 部門の従業員教育

#### 社員

- ① 自分の役割を守りエコアクション21活動を推進する。

## D. 環境経営目標

運用期間(2022年9月～2023年8月)の環境経営目標

項目	単位	基準期間	運用期間(第54期)		
		第51期実績	2022年9月～2023年8月		
		基準値	削減率等	目標値	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	82,020.0	-3%	79,559.4	
内訳	電力	kWh	112,076.0	-3%	108,713.7
	ガソリン	L	4,495.0	-3%	4,360.2
	軽油	L	7,870.0	-3%	7,633.9
	灯油	L	0.0	-3%	0.0
	プロパンガス	kg	22.6	-3%	21.9
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	12.6	-3%	12.2
	一般廃棄物	kg	1,392.0	-2%	1364.1
水使用量	m <sup>3</sup>	372.0	-3%	360.8	
化学物質使用量	kg	1,536.0	適正な管理・使用		
環境に配慮した製品づくり	件	-		現状把握	

<備考>

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、東京電力の「0.447kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用した。

### 短期・中期の環境目標

環境目標は、第51期を基準としている。

項目	単位	基準年度	削減率等			
		第51期実績	第52期	第53期	第54期	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	82,020.0	-1%	-2%	-3%	
内訳	電力	kWh	112,076.0	-1%	-2%	-3%
	ガソリン	L	4,495.0	-1%	-2%	-3%
	軽油	L	7,870.0	-1%	-2%	-3%
	灯油	L	0.0	-1%	-2%	-3%
	プロパンガス	kg	22.6	-1%	-2%	-3%
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	12.6	-1%	-2%	-3%
	一般廃棄物	kg	1,392.0	現状把握	-1%	-2%
水使用量	m <sup>3</sup>	372.0	-1%	-2%	-3%	
化学物質使用量	kg	1,536.0	適正な管理・使用			
環境に配慮した製品づくり	件	-	目標の設定	-件	-件	

<備考>

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、東京電力(最新版)の「0.447kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用した。
2. 「化学物質使用量」の数値目標の設定は困難なことから、定性的な目標とする。
3. 「環境に配慮した製品づくり」は、目標設定が困難であったため、当面は目標を置かないこととする。

## E. 環境経営目標の実績

### 運用期間(2022年9月～2023年8月)の環境目標の実績

運用期間(2022年9月～2023年8月)の実績・評価を以下に示す。

項目	単位	基準期間	運用期間(第54期)					
		第51期実績	2022年9月～2023年8月					
		基準値	削減率等	目標値	実績値	増減比率	評価	
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	82,020.0	-3%	79,559	86,611	8.9%	×	
内訳	電力	kWh	112,076.0	-3%	108,714	115,487	6.2%	×
	ガソリン	L	4,495.0	-3%	4,360	4,452	2.1%	×
	軽油	L	7,870.0	-3%	7,634	8,916	16.8%	×
	灯油	L	0.0	-3%	0	644	-	×
	プロパンガス(LPG)	kg	22.6	-3%	22	17.6	-19.7%	◎
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	12.6	-3%	12	6.1	-49.8%	◎
	一般廃棄物	kg	1,392.0	-2%	1364.1	1,254.00	-8.1%	◎
水使用量	m <sup>3</sup>	372.0	-3%	361	213	-41.0%	◎	
化学物質使用量	kg	1,536.0	適正な管理・使用				◎	
環境に配慮した製品づくり	件	-		現状把握	現状把握		-	

<備考>削減比率は、目標値に対する削減量の割合である。

#### ・原因分析

- 1.全体の二酸化炭素排出量が増加傾向にあるのは非常に厳しい結果である。  
業務量が著しく増加し、継続的に稼働率が高止まりしているためである。
- 2.水使用量の大幅な減少は、節水の考え方が浸透し、無駄遣いが減少した結果とも捉えられる。

## F. 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

(取組期間:2022年9月～2023年8月)

環境活動項目		責任者	評価	コメント	今後(次年度)の取組内容	
二酸化炭素の削減	エコ・ドライブ	A 不必要なアイドリングの禁止	○	不要なアイドリングは、基本的にストップさせているので、今後も継続する。 重量物を積載することが多いため、急発進、急加速は行わないのは、今後も継続する。 集配ルートは、朝の打ち合わせにおいて確認してから決定しているため、継続案件である。	継続	
		B 急発進・急加速の禁止	○			
		C 効率的な集配ルートの選定	○			
	運転管理等	A 運転日報の記載・燃費確認(走行キロ数、給油量)	阿久津	○	常時、運転終了時に日報は記載している。 低冷房運転は徹底されていないので、適正温度による運転を再指導していく。 営業車については、省エネ車に切り替えを進めている。	継続
		B 低冷房運転の励行		○		
		C 自動車購入時は省エネ車に切り替え		○		
	空調等	A エアコンの設定温度を夏季28℃、冬季24℃に設定	阿久津	△	冬季の温度設定が厳しくなく、今後、見直しが必要。 夏期設定温度は、28℃では難しくなっていると実感。 フィルター掃除は、夏冬で必ず実施している。	継続
		B 空調フィルターの定期清掃(夏前、冬前 2回/年)		○		
	工場・事務所	A 天井照明の間引き	阿久津	○	工場・事務所のLED化は2018年11月に実施済である。	継続
		B 高効率照明の採用(LED、HF蛍光灯、高効率水銀		○		
		C コンプレッサーのエア漏れチェック		○		
		D 未使用設備の電源OFF(製造設備・OA機器・他)		○		
		E 段取り時間の短縮		○		
		F 不良品の削減		△		
G 5S活動の実施		○				
水使用量の削減	A 洗車時の節水	阿久津	○	水道使用量は、事務所建て替え前と比較して大幅に減少している。	継続	
	B 水もれ点検の実施		○			
	C 節水コマの設置		○			
	D 使用時の流しっ放し禁止		○			
廃棄物の削減	A コピー用紙の両面使用	阿久津	○	コピー用紙の裏紙使用、両面徹底は以前からなされており、今後も継続していく。 封筒の再利用も同様である。	継続	
	B 封筒などの再利用		○			
	C 廃油(作動油)の削減		—			
リサイクルの推進	A プラスチック端材の再使用率向上	阿久津	△	廃パレット(木材)の再利用は、廃棄物処理に積極的に取り組むことにより、再利用を進めています。	継続	
	B 廃パレット(木材)のリサイクル		○			
グリーン購入	A グリーン購入の実績把握	阿久津	△	事務用品につき、弊社で使用する用品でグリーン購入対象の製品が少ないため、実績は僅かであると考えられる。	継続	
	B グリーン商品の優先購入検討		○			
化学物質	A 使用化学物質のSDS入手	阿久津	△	弊社でいうところの化学物質は、シンナーが挙げられるが、新たに製品塗料、錆止めを含めることとした。 使用量削減は、塗装業者との話し合いで塗る回数、スプレーガンの噴霧、飛散量を考慮しながら使用量削減に取り組むことで合意している。	継続	
	B 購入量・使用量の把握		○			
	C 使用量削減の検討		○			
	D 購入・保管・使用・廃棄段階の適正管理方法の検討		○			
環境に配慮した製品づくり	A 環境に配慮した製品作りのテーマ検討	阿久津	△	弊社では直接的に環境に配慮した製品づくりは難しく、間接的に環境配慮した製品しかできない。	検討課題	
	B 環境目標(数値目標)の設定検討		—			

<備考>

- 取組期間の評価は2022年9月～2023年8月の実績評価である。
- 評価判定は○・△・×の3段階で行なった。

## G. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

### 1. 環境関連法規等の遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年7月1日

評価者 環境経営責任者 阿久津 和之

法律・条例	条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守評価		
義務	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○	
		第6条	特定施設の届出	コンプレッサー他	届出済	
		第8条	特定施設の数等の変更の届出	変更無し	該当なし	
	振動規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○	
		第6条	特定施設の届出	コンプレッサー他	届出済	
		第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	該当なし	
	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○	
		第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示	○	
		第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○	
		第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○	
		第12条の3第1項	マニフェストの交付		○	
		第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○	
		第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○	
		第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	報告書提出	○	
		第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのD,E票の期間内返却	○	
	浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃に実施	保守点検及び定期清掃の実施	○	
		第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○	
		第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○	
	道路交通法	第55条	乗車又は積載の方法	設備された場所以外の乗車又は積載の禁止	○	
		第70条	安全運転の義務	危害を及ぼさないような速度と方法で運転	○	
		第74条	車両等の使用者の義務	交通法規の遵守	○	
	道路運送車両法	第47条の2	日常点検整備及び定期点検整備	・日常点検整備 ・定期点検整備(3か月点検整備、6か月点検整備、1年点検整備)	○	
	消防法	第9条の4	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	・市町村条例で定める ・指定可燃物:紙屑、プラスチック類等	○	
		第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	○	
		第13条	危険物の取扱作業に関して保安の監督	危険物取扱者の設置	○	
		第17条の3	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	○	
	フロン排出抑制法	第16条	第一種特定機器に対する簡易点検(3ヶ月に1回)	コンプレッサー、業務用空調等	今後あり	
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務	騒音の測定(自主検査)	届出済
			第53条	騒音特定施設の届出	コンプレッサー他	届出済
			第55条	騒音特定施設変更の届出		該当なし
第79条			振動基準の遵守義務		○	
第80条			振動特定施設の届出	金属加工機械(液圧プレス)	届出済	
第82条		振動特定施設の変更等の届出		該当なし		
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○		
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○
		省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	省エネの自主努力	LED照明への切り替え検討	実施済

### 2. 違反、訴訟等の有無

当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は当該期間ありませんでした。

## H. 代表者による全体評価と見直しの結果

2022年9月1日の運用開始から2023年8月31日までの1年間の取り組みについて

### ・全体評価

- 1.電力インフラの更新、新規敷設の案件増加に伴い、新規受注が増加傾向にあり、フル稼働状況が続いている。取引先の中国手配、製造が復活したが、それでも国内製缶業者(沼津界限に限定)は、負荷が大きくなっている。
- 2.今期は業務量増加に伴い、二酸化炭素排出量が増加、化学物質も塗料を含めることで以前より使用量が増加している。

### ・今後の課題

弊社は労働環境のより良い整備、地域貢献に重点を置きながら、二酸化炭素排出量を減少傾向にさせるため、今回の実績を参考に排出量削減で何ができるか、再考したい。

2024/7/1

株式会社エノモト工業

代表取締役社長 阿久津和之